

食品等持続的供給法に係る公表について

株式会社米子青果業務規程第46条の規定に基づき、以下の事項について公表いたします。

1. 当市場における食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等の取扱品目

- ・野菜

2. 指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標について

令和8年7月16日現在、農林水産省において「野菜」に関する指標は公開されておられません。国から指標が公開され次第、本ページにて順次公表いたします。

なお、現在の国の認定状況等については、以下の農林水産省ホームページをご確認ください。

■ 外部リンク：認定指標作成等団体（コスト指標作成等団体）について（農林水産省）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/ninteidantai.html>

3. 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

当市場では、食品等の持続的な供給および取引の適正化に向け、法令に基づき、取引先事業者様との誠実な価格協議や商慣習の見直しなど、適切な措置を講じてまいります。

国の定める努力義務や判断基準のガイドブック等については、以下の農林水産省ホームページをご参照ください。

■ 外部リンク：農林水産省「食料システム法」特設ページ
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>